

## 認定こども園相模栄光幼稚園（乳児等通園支援事業） 園則（運営規程）

### （事業の目的）

第1条 学校法人永井学院が設置する認定こども園相模栄光幼稚園（以下「当園」という。）において実施する本事業は、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 当園は、園児の最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。

### （名称及び所在地）

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 認定こども園相模栄光幼稚園
- （2）所在地 相模原市中央区矢部三丁目11番13号

### （通園資格）

第4条 当園に通園することができる者は、保育所、認定こども園、地域型保育事業等、企業主導型保育事業所に在籍していない、満3歳未満の通園支援を必要とする子どもとする。なお、認可外保育施設に通園をしている満3歳未満の通園支援を必要とする子どもについても対象とする。

### （提供する乳児等通園支援の内容）

第5条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、利用するこども及びその保護者の心身の状況等に応じて、良質な成育環境を整備する。

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第6条 当園が乳児等通園支援を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例で定める配置基準以上とする。なお、員数は利用人数により変動することがある。

- （1）園長（常勤専従） 1名

園務をつかさどり、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員及び業務の管理を一元的に行う。

- （2）副園長 1名

園長を補佐し、園長の命により園務をつかさどるとともに、園長に事故があるときはその職務を代理する。

(3) 主幹保育教諭（常勤専従） 1名

園長及び副園長を補佐し、園長及び副園長の命により園務の一部を整理するとともに、教育及び保育の内容に関する全体的な計画に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

(4) 保育教諭（常勤専従） 8名以上

教育及び保育の内容に関する全体的な計画に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

(5) 事務職員 若干名

園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(7) 園医 1名

園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(8) 園歯科医 1名

園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(9) 園薬剤師 1名

園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（乳児等通園支援の提供を行う日）

第7条 当園の乳児等通園支援を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

(1) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

(2) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

(3) 学年末休業 3月26日から3月31日まで

(4) 学年始休業 4月1日から4月5日まで

(5) 開園記念日 5月10日

（乳児等通園支援する時間）

第8条 乳児等通園支援を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 乳児等通園支援を行う時間

当園が定める次の時間帯とする。1人あたりの利用時間は月10時間までとする。

月～金 午前9時00分から午前11時30分までとする。

(2) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前8時30分から午後2時00分までとする。

(利用料その他の費用等)

第9条 乳児等通園支援を受けるこどもの保護者は、こども1人につき1時間当たり300円を当園に支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、別表2に掲げる当園の乳児等通園支援において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

(利用定員)

第10条 利用定員は、次のとおりとする。

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 満1歳児 | 1歳児 | 2歳児 |
| 6人   | 12人 | 6人  |

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第11条 利用定員を超える入園申込みがあった場合は、建学の精神に基づいて選考を行い、園長が入園者を決定する。

2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

3 休園、退園又は転園しようとする者は、保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

4 当園は次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。

(2) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第12条 当園は、乳児等通園支援の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、市保育課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 3 園児に対する乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第13条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第14条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備。
  - (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止。
  - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施。
  - (4) その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 前項第2号における虐待等の行為とは、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該乳児等通園支援を受ける子どもの心身に有害な影響を与える行為をいう。
  - 3 当園は、乳児等通園支援の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市各区の子育て支援センター・児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

- 第15条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
  - 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

- 第16条 当園は、安全かつ適切に、質の高い乳児等通園支援を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
  - 3 当園は、相模原市が策定する「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、適切な対応に努める。

- 4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、市保育課にも報告する。

（健康管理・衛生管理）

第17条 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

（保護者に対する支援）

- 第18条 当園は、家庭における子育てに不安や悩みを抱える保護者に対して、子どもの育ちの支援と併せて、子育ての相談ができる場として支援を行う。保護者の養育力を向上させ、家庭における子どもの育ちを充実させることができるよう支援を行う。
- 2 当園は、地域や保護者の家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、自己決定を尊重する。

（業務の質の評価）

- 第19条 当園は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図り、乳児等通園支援の質の向上を目指す。
- 2 保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年1回は行い、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。

（秘密の保持）

- 第20条 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。
- 2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
  - 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
  - 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

附則

この規程は令和8年4月1日から施行する。

別表 1 教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担  
該当なし

別表 2 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項目  | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額      |
|-----|-----------------|---------|
| 名札代 | 名札購入のための実費      | 1 7 0 円 |